

雲南市 6 次産業化・農商工連携推進（うんろく）事業補助金について

令和元年度雲南市 6 次産業化・農商工連携推進（うんろく）事業補助金の追加公募を行います。

- ◆ 公募期間 令和元年 6 月 3 日(月)から令和元年 6 月 2 8 日(金)まで

雲南市 6 次産業化・農商工連携推進（うんろく）事業補助金について

市内の豊富な地域資源を活用し、6 次産業化・農商工連携に取り組む市内の中小企業者等で構成する企業グループに対し、①加工、流通、販売等に係る機械等の整備（ハード事業）や、②新商品及びデザイン開発、情報発信 P R、販路開拓（ソフト事業）に要する経費の一部を補助します。

- ◆ 公募期間 令和元年 6 月 3 日(月)から令和元年 6 月 2 8 日(月)まで
- ◆ 事業実施期間 交付決定日から令和 2 年 2 月 2 8 日（金）まで
※ただし、これを越える期間の計画がある場合は、事前に協議をしてください。
- ◆ 対象者
(1) 構成員の 2 分の 1 以上が市内の中小企業者等で、1 次生産者を含む三者以上で構成する企業グループ ※市内に事業所を有する中小企業者が幹事となること
(2) 市長が特に認める者
- ◆ 補助対象事業・補助率

補助事業	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
うんろく基盤整備支援	6 次産業化・農商工連携推進に取り組むために必要な加工、流通、販売等に係る機械等の整備	6 次産業化・農商工連携の取組のために必要な機械及び備品の購入費その他市長が必要と認めるもの	1 / 2 以内(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。) 3 0 万円を上限とする。
うんろく連携推進支援	6 次産業化・農商工連携の推進に資すると認められる新商品デザイン開発、情報発信 P R 及び販路開拓に要する経費	研究開発費、分析・検査費、専門家謝金、視察費、会議費（食糧費を除く。）、委託料、印刷費、広報費、展示会等出展料、旅費、施設設備の使用料及び借上料その他市長が必要と認めるもの	2 / 3 以内(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。) 4 0 万円を上限とする。
<p>※経費は交付決定日以降のものが対象となります。</p> <p>※補助対象経費は上記に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除きます。</p> <p>※応募状況によって、按分計算により規定の補助率を下回る場合があります。</p> <p>※本募集において予算残が生じた場合は以後、随時に申請を受け付けます。</p>			

- ◆ 交付要綱
雲南市 6 次産業化・農商工連携推進（うんろく）事業補助金交付要綱
- ◆ 交付決定及び通知

書類審査を実施し、補助の可否、補助金の額を決定し、補助金交付申請者に通知します。

◆ 申請様式

- 雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金事業計画書（様式第1号の別紙1）
- 事業実施スケジュール表（様式第1号の別紙2）
- 経費明細書（様式第1号の別紙3）
- 定款の写し（個人の場合は、住民票の写し）
- 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- 市税の完納証明書（申請日前1箇月以内に交付された原本）

◆ 書類提出先及び問い合わせ先

雲南市産業振興センター（雲南市 商工振興課） 担当 加藤、須山

電話 0854-40-1052 FAX 0854-40-1059